

「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

平成24年9月1日

奈良県健康福祉部長寿社会課

1 趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第3項に規定する介護サービス情報の調査の実施について、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の47の2の規定に基づき、調査の実施に関する指針を次のとおり定める。

2 調査の目的

利用者の介護サービス選択に資する公表情報の正確性を担保し、サービスの質の向上を図ることを目的とする。

3 調査の時期

法第115条の35第3項の必要があると認めるときは、次のとおりとする。

(1) 法に規定する居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、介護保険施設サービス、地域密着型サービス又は介護予防地域密着型サービスを行う事業者（以下「介護サービス事業者」という。）が当該指定を受けた日の属する年度の翌年度

(2) 法に基づく介護サービス事業者の指定の更新手続きのとき（公表計画年度（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2第1項に規定する都道府県知事が毎年定める報告の計画を公表する年度をいう。）の9月30日からその翌年度の9月29日の間に指定の有効期限を迎える事業所）

(3) 介護サービス事業者が、自ら調査を希望するとき。

(4) 報告内容に虚偽が疑われるものとして次のいずれかに該当するとき。

ア 利用者等から報告内容について通報があったとき。

イ 県及び市町村が行う実地指導等において、報告内容に虚偽が疑われるとき。

ウ その他報告内容に虚偽があると認められるとき。

4 手数料の徴収

3の調査を行うに当たっては、奈良県手数料条例（平成12年3月奈良県条例第33号）別表第1の149の6の介護サービス情報調査事務手数料を徴収するものとする。ただし、3の(4)に係る調査については、手数料は徴収しない。

5 調査対象事業所の公表

調査を実施する事業所は、毎年、奈良県が策定する奈良県「介護サービス情報の公表」計画に登載し、調査対象事業者へ通知するとともに、奈良県健康福祉部長寿社会課のホームページにて公表することとする。

6 その他

この指針に定めのない事項については、奈良県健康福祉部長寿社会課長がその都度定めることとする。

附 則

この指針は、平成24年9月1日から施行する。